

衆議院 地方行政委員会 會議録 第十三号

平成七年四月十三日(木曜日)

午前十時開議

出席委員

委員長 川崎 二郎君

理事 塩谷 立君 理事 中馬 弘毅君

理事 穂積 良行君 理事 粟屋 敏信君

理事 山名 靖英君 理事 米田 建三君

理事 北沢 清功君 理事 田中 甲君

石橋 一弥君 栗原 裕康君

田野瀬良太郎君 谷 洋一君

西田 司君 蓮実 進君

平林 鴻三君 山本 公一君

愛野興一郎君 上田 勇君

岡島 正之君 富田 茂之君

永井 英慈君 吹田 悦君

山崎広太郎君 吉田 公一君

加藤 万吉君 島山健治郎君

山下八洲夫君 殺田 恵二君

川端 達夫君

出席國務大臣

國務大臣 野中 広務君

(国家公安委員 会委員長)

出席政府委員

警察庁生活安全 局長 中田 恒夫君

警察庁刑事局長 垣見 隆君

自治大臣官房総 務審議官 二橋 正弘君

委員外の出席者

内閣官房内閣内 政審議室内閣審 議官 高橋 泰博君

法務省刑事局公 安課長 津田 賛平君

厚生省社会・援 護局保護課長 松尾 武昌君

通商産業省機械 情報産業局航空 機武器課長 平井 敏文君  
海上保安庁警備 救難部管理課長 菊地 繁君  
地方行政委員会 調査室長 前川 尚美君

委員の異動

四月十二日

辞任

上田 勇君

同日

辞任

大口 善徳君

補欠選任

大口 善徳君

補欠選任

上田 勇君

同日

辞任

大口 善徳君

補欠選任

上田 勇君

本日の會議に付した案件

銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律

案(内閣提出第九五号)

○川崎委員長 これより會議を開きます。

内閣提出、銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改

正する法律案を議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑の申し出がありますので、順次これを許し

ます。山名靖英君。

○山名委員 新進党の山名でございます。

今回提出されておりますいわゆる銃刀法の改正

案につきまして、質問をさせていただきます。

近年、銃による凶悪事件が頻発をしておりますこと

は、もう御承知のとおりでございます。特に、昨

年七月、東京におきましては、パチンコ店支配人

が何者かによってけん銃で撃たれて死亡しており

ます。九月には名古屋で住友銀行名古屋支店長が

自宅前でけん銃で頭部を撃たれて死亡、十月二十

五日には通勤途上の都立病院医師が恨みを持った

元患者にけん銃で撃たれてこれまた死亡、十一月

には千葉県においてファミリーレストランのアル

バイト女子学生がけん銃を持った犯人に頭部を撃

たれて死亡、また本年に入りましては、さきに、

三月三十日、警察庁長官が自宅マンション前でけ

ん銃で狙撃をされ、大けがをする、こういった事

態が多発をしております、これはまさに社会、

また警察に対する挑戦そのものであるかと思

います。

ところで、このようないけん銃によります殺傷事

件というのは、警察庁発表によりますと、昨年中

で二百四十九回、そのうち暴力団の対立抗争、本

来この対立抗争による発砲事件が多かったわけで

すが、これが二百四十九件のうち二百十件、暴力

団関係者以外の発砲が三十九回、これはかつてな

い暴力団関係者以外、すなわち民間への広がりを

見せているということでありまして、死者が三十

八人、これはこの五年間で最高の数字を示してい

るわけでございます。最近のこういっただ事犯、こ

れは一般市民を巻き込み、報道関係者やあるいは

企業、政治家あるいは公務員、こういった人たちが

が被害者という深刻な事態を招いております、

一つの傾向ではないかと思っております。

我が国は、いわゆる世界に誇る治安のいい国と

いうことで国際社会の中でも安全面での確固たる

地位というものを占めてきております。しかし、

最近のサリンの事件を含め、このような安全、安

心な日本という国際的な信用度あるいは信頼度、

これが大きく今崩壊をしようとしております、

今後の対策、対応というものが重要な課題となっ

ておるわけでございます。

本来、我が国の治安のよさというものは戦後以来

の厳しい銃規制にあったわけでございまして、そ

ういう意味では、この銃の規制という点のあり

方、見直しはやはり大事なポイントであろうかと

私は思っております。アメリカは銃社会、このよ

うに言いますが、二億数千万丁という銃があるよ

うでございまして、そのアメリカとは我が国は比

較すべくもありませんけれども、我が国において

もやはり相当数のけん銃及び銃が存在をしている

ことは確かであろうと思っております。

そこで、質問に入りますが、最近のこういった

けん銃に係る情勢といえますか実態を警察庁とし

てはどのように把握をされているのか、その特

徴あるいは傾向性というものをどのように分析を

されているのか、まずお伺いをしたいと思います。

○中田(恒)政府委員 お答え申し上げます。

平成六年中の銃器の発砲回数でございますが、

先ほど委員御指摘のとおりでございます。また、

御指摘されましたような事件を含めまして二百四

十九回の多き上っております、平成四年以降

二年連続して増加をしておりますわけでござい

ます。

発砲回数これまでの推移を見ますと、かつて

は暴力団の対立抗争の増減に連動をしております

、したがって、対立抗争が多発をいたしま

した昭和六十年前後をピークといたしまして、そ

の後には対立抗争の減少に伴って全体的には減少の

傾向にあったわけであります。しかしながら、最

近は、対立抗争事件の減少傾向の中で対立抗争に

伴うものではない発砲事件というものの回数がふ

民に重大な不安と脅威を与えているところであり  
ます。

また、けん銃の押収状況を見ましても、ここ数  
年暴力団以外の者からの押収丁数が増加をしてお  
ります。昨年は全体の約三〇％に達しておるわけ  
でございます。暴力団以外の者にもけん銃の不  
法所持が広がっていることがうかがわれる  
わけでありませう。こうしたことの背景には、一  
方で最近の厳しい暴力団取り締まりに伴いまして暴  
力団関係者によるけん銃の処分が増加しているよ  
うに見られること、あるいは国民の海外渡航機  
会の増大などによりまして暴力団以外の者がけん銃  
を入手する機会がふえたことがあるものというふ  
うに考えておるところでございます。

このように、これまで暴力団社会内部のもので  
ありました銃器の所持あるいは発砲というものが  
一般社会にまで広まりつつあるということは、適  
切なガンコントロールがなされるということが我  
が国の良好な治安の基盤であったと考えますだけ  
に、今後我が国の安全で平穏な社会の根柢を揺さ  
ぶりがねない事態ではないかと認識しておるこ  
ろでございます。

○山名委員 暴力団の対立抗争が暴対法以来減少  
をした、そういう点でのけん銃等が民間に流出を  
しているという、まさに特徴的な傾向かと思いま  
す。

ところで、この我が国の銃砲刀剣類所持等取締  
法というものが一九五八年に制定されました。今  
回の改正に至るまで過去九回の見直し、改正を  
行ってきたところでございます。現行法で十分  
対応し切れない、不備とは申しませぬけれども、  
まさにそういう点での見直しが過去九回も  
行われ、なおかつ、今回新たな内容を含めた改正  
をしようというわけでございますが、先ほどの特  
徴あるいは傾向性を踏まえて、今回特に力を入れ  
て改正をしようとしたポイントについてお伺いを  
いたします。

○中田(恒)政府委員 お答え申し上げます。  
累次の改正を重ねてまいりましたが、最近の改

正は平成五年の改正でございます。その改正によ  
りまして、けん銃の回収等には相当の効果を上げ  
つつあるところでございます。

しかしながら、その後、けん銃等を使用した凶  
悪犯罪が統発をいたしております。また、暴力  
団以外の者へけん銃等が拡散する状況が進んでお  
ります。けん銃などの密輸入等が巧妙化する  
など、けん銃情勢は極めて憂慮すべき事態になっ  
ております。

そこで、今回の改正では三つほどの観点に立っ  
て改正をお願いしておるわけでございまして、一  
つは、多発化するけん銃の発砲、発射防止対策と  
いう観点でございまして、これには二つございま  
す。発射罪を新設していただきたい、けん銃実包  
所持罪を新設していただきたいというようなもの  
でございます。

二点目が、巧妙化しておりますけん銃等の密輸  
入対策として、新しい捜査手法、すなわちクリー  
ン・コントロールド・デリバリーの効果を上げる  
ための処罰規定を盛り込んでいただきたいという  
ものでございます。

三点目が、困難化するけん銃犯罪捜査の推進対  
策として、警察官等によるけん銃の譲り受けを認  
めるといような規定を設けていただきたい、こ  
のような諸規定の整備を中心としたものでござい  
ます。

○山名委員 そこで、さらにちょっと具体的な質  
問に入りたいと思っておりますが、先ほど密輸入の巧妙  
化ということもお述べになりました。そこで、こ  
の密輸入の問題について若干の質問をさせていただきます  
たいと思っております。

やはり、押収のけん銃の実態から見まして、不  
法所持されているけん銃の大部分が外国製である  
という、すなわち、国外から日本に持ち込まれ  
た、密輸入されたものであるというふうに言える  
わけでございます。国外から我が国に持ち込まれ  
るけん銃について、やはり水際での対応というの  
が重要になるわけですが、最近の水際での  
検挙状況、これはどうなっているのか、また、ど

この国からどのような方法、ルートで密輸をされ  
ているのか、その実態についてお教えをいただ  
きたいと思っております。

○中田(恒)政府委員 お答えいたします。  
御指摘のとおり、昨年押収しましたけん銃千七  
百四十七丁について見てまいりますと、このうち  
の千五百十三丁、構成比にいたしまして八六・  
六％でございますが、これは真正けん銃でござい  
まして、そのほとんどが外国から密輸入されたも  
のでございます。

平成六年中におきますけん銃等の輸入罪による  
検挙でございますけれども、六件六人ございま  
して、押収丁数は六十四丁でございます。

また、押収したけん銃を製造国別に見てまいり  
ますと、アメリカ製のものが一番多いわけでござ  
いまして、全体の約三分の一を占めております。  
次いで中国製、というのはトカレフなどでござ  
います。二一％、フィリピン製が九％、イタリア製  
が五％、ブラジル製が五％というふうな順序に  
なっております。

密輸入の方法でございますけれども、船便もご  
ざいますし、航空機を利用したのもございま  
すし、国際郵便を用いるものなど、多様でございま  
す。

それからまた、密輸ルートでございますが、こ  
れは十分解明されておるわけではございませんけ  
れども、近年はけん銃の密輸ルートにつきま  
しても多様化傾向がうかがわれるところでございま  
して、従来からありましたのは米国、フィリピン、  
タイ等からの密輸入ルートでございますけれども、  
ロシア等からの密輸入ルートもございまして、南  
アフリカルートというふうなものも指摘されてお  
るわけでございます。このようなルートから密輸  
された事件が摘発されておることでございます。

○山名委員 今お答えをいただきましたように、  
平成六年度で六件六人、六十四丁。この数字は、  
極めて低調ではないか。平成二年等から比べます  
と、平成二年は十六丁だったようですが、六十四

丁ということはかなりふえているということでも  
ありますけれども、これが押収する全体の三・  
七％という。水際での対策が緊急の課題で、極め  
て重要な問題点にもかかわらず、この摘発が極め  
て、三・七％という数字は低過ぎるのではないか。  
どこにどういった問題があつてこういふ数字  
が低調なのか、その問題点、原因についてお考  
えをお述べをいただきたいと思っております。

○中田(恒)政府委員 一概には言えないわけで  
ございますけれども、けん銃の密輸入の摘発が困難  
となつておる原因として私ども考えておるま  
すことを四点ほど申し上げます。例えば、国際  
的な物流の増大と出入国者の増加ということがあ  
ろうかと思っております。こういうことによりまして、  
いろいろな水際での検査等が困難化しておるとい  
うことでございます。特に、海港を利用して、  
海の港でございまして、輸入されますカー  
ゴでございますが、このチェックが極めて困難で  
ございます。

それからまた、二点目に、けん銃の隠匿方法で  
ございますけれども、家具をくりぬく、自動車の  
タイヤの中に隠す、いろいろな手段、方法を講ず  
るわけでございますけれども、密輸方法が巧妙化  
しておるというふうなこと。

それから、先ほどちょっと触れましたが、密輸  
ルートの問題でございます。従来からありまし  
た米国、フィリピン、タイ等からの密輸入に加え  
まして、近年ではロシアだとか南アフリカ等から  
の密輸入が摘発されたケースもあつて、いわゆ  
る密輸ルートの多様化傾向というのが三つ目に挙  
げられようかと思っております。

四つ目には、我が国の長大な海岸線を利用し  
て、小回りのきく漁船等を利用してけん銃の密輸  
入というものが指摘されておるわけでございます  
けれども、大量の密輸も、それも開港だけでは限  
りません。不開港でもどこでも入れるわけござ  
いますし、また、港さえも要らないということ  
を考えますと、こういうふうな大量に出入国する  
あるいは接岸する船舶をチェックすることはかな

困難であるというようなことが考えられようかと思ひます。

○山名委員 今何点かの問題点、原因をお述べになつたわけですが、確かに密輸等が巧妙化してきてゐる、それに対応する人員の問題あるいは体制の問題等も含めて、不十分さを伴つてゐるということもあらうかと思ひます。

そういう点で、密輸入の水際等を含めたいろいろな問題点、課題について、その対策をやはりきちつとつていく必要があるかと思ひますし、従来からいろいろな形で取り組みはされてゐるかと思ひます。

昨年十二月でしたか、関係省庁の連絡会議を開催をされました、いわゆる対策強化という申し合わせをされたようにお聞きをしております。どのような申し合わせをされて、どのような密輸入対策を実施をされてゐるのか、そしてそれが今のような効果を生まうとしてゐるのか、この辺についてお伺ひをいたします。

○高橋説明員 御説明申し上げます。政府といたしましては、先ほど警察庁から説明のあったような状況、これを踏まえて、関係省庁全力を挙げてけん銃対策に万全を期す必要があるという判断で、昨年十二月末に、けん銃取締り対策に関する関係省庁連絡会議、これを開催いたしました。そこで「けん銃の摘発強化への取組について」の申し合わせを行い、現在その推進を図つてゐるところでございます。

ちなみに、この申し合わせにおきましては、大きくは四点、重点的に推進する、取り組むべき事項として挙げておるわけであります。

一つが取り締まりの徹底と関係省庁の連携の強化、二つが水際対策の強化、密輸防止対策でございます。それから、三点目が国際協力の推進、四

点目といたしまして国民の理解と協力の確保、この四点を重点的に取り組むべき事項として申し合わせを行つてまいりました。

そのうち、特に水際対策の強化でございますが、一つには、取り締まり関係機関共同による摘

発班の編成、また、不開港におきますところの水際監視体制の強化、それから沖合、洋上での積みかえ等に対する監視警戒の徹底、それからまた航空機あるいは船舶の旅客に対する対策、また一般商業貨物に対する対策、国際郵便物対策といったようなことについて推進をするということにいたしております。

また、中央で、関係省庁の間で、連携、協調、共同、協力を進めておるところでございますけれども、地方機関におきましても、それぞれ、警察、税関、海上保安庁、また入国管理局等の関係職員から成りますところの連絡協議会といったようなものを設置をいたしまして、頻繁な、密接な情報交換、その他協議等を行い、密輸事件の検挙等の推進に臨んでおるところでございます。

○山名委員 全国レベルで共同摘発班というのを編成を、今後そういう、警察と海上保安庁、あるいは税関と連係プレーをやっていこう、こういうことで昨年の十二月にそういう連絡会議等を持たれたらうございませぬが、ぜひともこれが実を結んで、対策に十分な効果が出るように、ひとつ今後とも御努力をいただきたいと思ひます。

ところで、先ほどからもありましたように、水際対策として、国内的な対策は当然のこととして、当然やはりフィリピンあるいはアメリカ等との関係諸国との連携、あるいは情報交換、こういったものが重要であらうかと思ひます。銃器をめぐる国際情勢といふことも、我が国ほど銃規制を実施をしていない国もあるわけで、中には護身の銃を認めている国もあるわけでありませぬ。

先ほどもありましたように、最近では海外ツアーで射撃訓練とかいう、射撃ツアーですか、そういったたぐいのものもあるように、国民が銃器に触れる機会というものが非常にふえてきてゐる。この銃に対するいわゆる非悪感というか、嫌悪感というか、こういったものが極めて希薄化してゐるのではないか、こういうふうにお思ひます。

これはもう当然これからの検討の中でもそういうあり方についてもしつかりと目を光らせていく必要もあるのではないかと私は思ひますし、なおかつ、国際協力的に各国と話し合つて、そしてこ

ういった銃に対する規制の問題を深く調べていただき、また、お互いの国がそういう被害を増大しないような手をやはり打つていく必要があるのではないかと、こういうふうにお思ひます。

一たん我が国に入つた銃はまた我が国から海外に出るという事はほほほほいわけでありまして、そういう意味では、しつかりと水際での阻止作戦といふ思ひます。今後、そういう国際協力という面でのような取り組みをお考えになつてゐるのか、お聞かせいただきたいと思ひます。

○中田(三)政府委員 けん銃の取り締まりを進めていく上で、確かに薬物ほどにはけん銃というものはまだ国際的に共通の理解でありますとか、あるいは認識が世界各国共通にあるというわけではございませぬ。あるいはまた共同の取り組みが必ずしも十分ではないというところはございませぬ。そういう意味で、外国あるいは国際機関との協力等が極めて重要であるというところは、御指摘のとおりだと思ひます。

そういうようなことで、二、三、私どものやつておりますことを挙げますと、例えばICPOというものがございませぬが、こういうものを通じて、まして積極的な情報交換を行つておりますほか、担当の職員をアメリカを初めといたします関係諸国の銃器取り締まり機関等に派遣いたしました。けん銃の密輸情報の入手あるいは連絡等に当たらせておるところでございます。

また、平成五年からは毎年でございますけれども、米國でございませぬかフィリピン等の製造国でありますとか、あるいはけん銃の仕出し国の捜査員等を招きまして、我が国で銃器対策の国際会議を開催いたしております。そして、我が国の銃器管理に向けた取り組みを紹介いたしますと、これら

の相互理解に基づく協力関係の強化を図つてゐるということもやっております。さらにまた、本年からは、アジアの七カ国を予定しておるわけでございますが、この国々をお招きして銃器管理セミナーというものを開始しようかと思つております。関係諸国とのさらなる緊密化を図つてけん銃の密輸阻止に努めていくということをお考えおとるところでございます。

○山名委員 港での対応、小さな港等についてはその対応というのは非常に難しいわけでございますが、海上保安庁、お見えになつておりますので、その点について、今までの取り組みとまた今後の取り組みの方途についてお聞かせをいただきたいと思ひます。

○菊地説明員 海上保安庁から御説明申し上げます。海上保安庁におきましては、国内の関係の取り締まり機関と連携いたしまして、全国集中一斉取り締まりを実施いたしますとともに、全国十一の管区海上保安本部におきましてけん銃取締り対策本部の設置及び情報収集要員による情報収集活動の強化をしております。

また、けん銃等が流出してまいりますおそれのある国から我が国の港に入港しております船舶に対する徹底した立入検査を実施しております。洋上積みかえの行われる可能性の高い海域におきまして巡視船艇、航空機により監視警戒の強化、それから海外の取り締まり機関との積極的な情報交換の実施、海事関係団体あるいは水産関係団体への不審情報の通報等の協力の要請などなど実施しております。昨年の関係省庁連絡会議の申し合わせの趣旨に沿つて、全力を挙げてけん銃の水際での摘発に努力を続けておるところでございませぬ。

なお、昨日も第七管区海上保安本部の門司海上保安部が地元の税関あるいは警察等と合同でロシア船籍の貨物船を立入検査しまして、銃らしきものの発見、押収をしております。被疑者の検挙をいたしまして、現在捜査中でありませぬ。

以上であります。

○山名委員 今後ともぜひひとつ全力でお取り組みをお願いいたします。

○山名委員 今後ともぜひひとつ全力でお取り組みをお願いいたします。

今回の法改正案に、密輸入対策としていわゆるクリーン・コントロール・デリバリー、クリーンCDといいますが、これを導入しようというわけでございますが、これは中身を抜き取ってそれ以外のものに置きかえるといいますが、すりかえる、こういうことで、後捜査を続行しながら摘発しようというところらしいのですが、このいわゆるコントロール・デリバリーというのはライブとクリーン、この二つがあるようにございまして、今回のクリーンの方を選択をしたという背景は何なのか。従来いわゆる麻薬等についてはこういう方策をとっているようにございまして、このクリーンCDに至ったその背景についてお教えをいただきたいと思っております。

○中田(恒)政府委員 お答えいたします。けん銃の密輸入事犯でございますが、受取人を特定しなければなかなかその捜査が、突き上げ捜査が不可能なわけなんでしょうけれども、受取人を特定することがこのような密輸入事犯では非常に難しいわけがございます。また、それをやらないと背後にある密輸組織の解明ができない、壊滅ができないということでございます。

そこでコントロール・デリバリーといいますが、監視つき移動といいますが、こういう手法を採用させていただきたいと考えておるわけでございますが、薬物につきましても、御案内のとおり麻薬特例法といいますが、略称でございますが、これによりましてクリーンCDだけじゃなくてライブCDについても実施しておるところでございます。禁制品を抜き取るか、そのまま運んでいくかの差でございますが。

けん銃につきましては、実はいろいろ考えたわけでございますし、関係機関とも寄り寄り協議をさせていただいたわけでございますが、これを実

施中に万一、けん銃の場合、これが散逸した場合の危険性というのは大変高いんじゃないか、薬物に比べまして、それからまた、運搬途中あるいは受け取り後に、カーゴといいますが貨物の中に、荷物の中に隠匿されていたけん銃等がひょっとして使用されるおそれというものが言えないうい。そうした危険を回避する方法につきましては、現段階でまだこれが最高だ、最上だといいますが、そういう実手段といいますが、それが実は結論が得られなかったわけでございます。

○山名委員 そうしますと、この中身をかえるわけでございますが、何とかがえるのですか、どんなものとかえるのですか、取りかえるというものは、

○中田(恒)政府委員 お答えいたします。刑事の手続で中身を抜いてしまいうわけでございますから、抜いた後そのままに、もう空にしておく場合もございまして、あとは同じぐらいの重量なり形状を持った模造の銃器まがいのものを使わせておくという方法ですが、いずれにしても本物は抜いてしまふ、そして受取人に疑われないような方法で送るという方法を考えております。

○山名委員 それなりに効果がより高まるような方途を考えなければいけないと思っておりますが、このクリーン・コントロール・デリバリーという、これを導入することによってどのような効果というものが期待され、所期の目的といえますか、こういうものが果たして果たせるのか。ほか、クリーンCDにまつわる問題点等は存在しないのか。この辺についてはいかがでしょうか。

○中田(恒)政府委員 お答えいたします。クリーン・コントロール・デリバリーを含めましてコントロール・デリバリーは、先ほど申し上げましたように薬物犯罪捜査については既に導入されておりまして、既に三十件前後の実例も

ございます。薬物犯罪につきまして組織的な事犯を解明するというところで大変役に立っている手法でございます。

けん銃犯罪捜査におきましても密輸薬物と同様に、密輸入事犯におきまます真の受取人を特定する、そしてこれを検挙する、そしてそれを通じて、突き上げ捜査というように言うておられますが、けん銃の不正取引に関する者を一網打尽にして密輸組織の壊滅に有効な捜査手法として活用できるのではないかと、いふふうに考えております。今後この捜査手法を積極的に活用して所期の目的を達成することができるよう最大限の努力をまいりたいと思っております。

それからまた、問題はないかという、この手法、クリーン・コントロール・デリバリーを採用して問題はないかということでございます。クリーンCDでございますけれども、これは、行方不明の手法というものは現行の刑事訴訟法その他の関係法令の許容する範囲内で、現行法の範囲内では行えるわけでございます。今回の改正は警察官に新たな権限を付与するというようなものではないと思っております。

それからまた、このやり方でございますが、もともと既に御案内のとおりございまして、通関手続等の際にけん銃が発見されました際に、捜査機関等の際にけん銃が法令に基づきましてけん銃等の抜き取りを行うわけでございます。これは裁判官の発する令状によって行うわけでございます。その後捜査機関の監視のもとに、抜き取られた貨物の、けん銃等抜き取られた後の貨物の運搬を追跡する、その不正取引に関する人物を特定するということになるわけでございますが、そのような捜査方法自体は既に現在の刑事訴訟法が認める任意捜査の一環として行えるものでございまして、そういう点で法令上の問題は何か起らないというふうにご考慮しておるところでございます。

○山名委員 このクリーン・コントロール・デリバリーというのは、いわゆるおとり捜査、こう

いったものを許すといいますが、おとり捜査のものではないかと率直に思っております。おとり捜査そのものの合法性なり賛否については別でありませけれども、それを、クリーンCDを導入することによって本来のおとり捜査というものを明確に認知をさせる、こういったたいのものではないかと思っております。先ほど刑事訴訟法等に照らして問題はない、こういうことではあります。刑事訴訟法にはいわゆる「基本的な人権の保障とを全うする」ということが明記されておりましたが、ここで問題点として、やはりこれが誤捜査、いわゆる誤ったものに結びつき、なおかつ、これが人権問題に発展すること、このことが憂慮されることではないか、こう思います。

そういう点で再度、そういった基本的人権上の問題として、やはりこういったものが重要なこれは問題ですから、これがばんばんやられていって人権問題にぶつかっていくんではないかという危惧を持つわけですけれども、おとり捜査を許すという点とあわせて御見解をお伺いしたいと思います。

○中田(恒)政府委員 先ほどの御質問の際におとり捜査との関連は実は何も触れなかったわけでございますけれども、それは、おとり捜査とは、結論から申し上げまして、このクリーン・コントロール・デリバリーというのは性格的に違ってものだと考えるわけでございます。これも御案内のとおりでございますが、おとり捜査というのは、一般に捜査員などが身分を秘匿いたしまして被疑者に接触をする、そして、いろいろな禁制品の売買等の犯罪行為の一方の相手方となるというふうなことをして被疑者を検挙する捜査手法でございます。これにつきましては、判例等によって一定の限度で許されるというふうな理解に立っておるものと承知しております。

このクリーン・コントロール・デリバリーでございますけれども、これは、税関検査等けん銃等が隠匿されている貨物が発見された場合に、捜査機関が直ちに犯人を検挙することなくその貨

物

物の移動を監視する、中身が抜き取られておるか、そのまま入っておるかとは別といたしまして。そして、犯罪関与者を特定して検挙する手法でございまして、その過程で捜査機関というものは、一定の密輸等の犯罪の意思を持った者が犯行を行っておるわけでございませぬけれども、その犯罪意思に何らの関与もいたさぬわけでございませぬ。そういう意味から、コントロール・デリバリー、そのうちのクリーン・コントロール・デリバリーはもとよりでございませぬけれども、いわゆるおとり捜査とは異なるものであるというふうに考えております。

ただ、しかしながら、今回法改正によりましてこのような新たな捜査手法をとるということになりましたら、新しいものでありますだけに、その手続に誤りがないよう、関係者の人権尊重に配慮することは当然でございませぬので、適正な捜査が行われますように十分指導してまいりたいというふうに考えております。

○山名委員 わかりました。  
ところで、今回の法改正の中で、けん銃密輸防止対策として営利目的密輸入罪、これについて罰金刑のみの引き上げになっていくわけですね。量刑の部分の改正といえますか、罰金刑のみの引き上げにしたその理由はどこにあるのでしょうか。

○中田(恒)政府委員 お答えいたします。  
最近でございませぬけれども、けん銃等の密輸入によりまして不法の利益を得ようとする者が暗躍ばっかしているわけでございませぬ。そして、こういったことが暴力団以外の者へけん銃等を拡散させておるといふ要因の一つと考えられるわけでございませぬ。

このような利益目的といえますか、営利目的の事犯に対しては、懲役等の自由刑による刑罰の感銘力だけじゃなくて、その不法利益に着目して、この種事犯が経済的に引き合わないのだ、やればかえって損をするのだということに十分に感銘させることが重要になるわけでございませぬ。特に、最近のケースを見ますと、五百万円以下

という現行法、これは懲役刑とあわせて罰金刑を科すことができる併科罰金でございませぬけれども、この五百万円以下という上限をかなり上回って一千万、二千万というような不法利益を上げる者が現にあるわけでございませぬ。そういうことで、現行法によって十分な感銘力が与えられないというところで引き上げをお願いしておるわけでございませぬ。

なお、自由刑の方はなげ上げなかつたのだというところでございませぬが、例えば営利目的密輸入罪は上限無期、または五年以上の有期懲役というところでございませぬ。既に十分な重罰化がなされておるといふことから、今回は併科罰金の罰金の引き上げだけを行ったというものでございませぬ。

○山名委員 それでは、密輸入の問題についてはそれぐらいにしておきまして、今度は国内におけるけん銃等の取り締まりの問題についてお伺いしたいと思ひます。

国内におけるけん銃取り締まり状況というものは、昨年で百五十九件、前年度より二十九件はふえておるものの、平成二年度の二百件あるいは元年の二百二件と比べますと減少傾向にあると言えます。国内におけるけん銃の根絶という観点から、まだまだほど遠い状況ではないかと憂えるものでございませぬ。

先ほどからも、いわゆる傾向性として暴力団から民間へけん銃が流出しているとか、いろいろございませぬ。やはり、政治の責任として、行政の責任として、国民に安心を与える、確保する、このためには抜本的な対策というものを講じる必要があるのではないかと、ありとあらゆる方策を駆使して取り締まっていかなければならぬ、この銃の問題といふのは極めて大事な問題だ、私はこういうふうな思ひしております。

その点について、単に全力を尽くして取り組むというだけではなくて、今後どういったお考えで我が国のけん銃の根絶を目指して立ち向かっているのか、これはぜひ大臣の方からお聞かせいただきたいと思ひます。

○野中国務大臣 委員御指摘のように、国内におきましてけん銃根絶をいたしていきませぬために、あらゆる手段方法を講じていくはならないというところは言をまたないこととございませぬ。特に、その中におきましても供給源や、さらには密売ルート等を摘発することが何よりも必要であると考えるわけでございませぬ。

これらの犯罪は通常組織的かつ秘密裏に行われるものでありますので、その摘発におきましては、従来の捜査手法に加えまして、組織の中核部の摘発に資する新たな捜査手段に積極的に取り組んでいかなければならないと認識をしておるところでございませぬ。

こうした認識に立ちまして、先ほど来御審議を賜っておりますように、クリーン・コントロール・デリバリー等の捜査手法をより実効あらしめるための措置を主な内容といたしまして、このたび銃刀法改正案を国会に提出をしておるわけでございませぬ。御審議をいただき成立いたしました。昨には、その適正妥当な運用に配慮しながら、組織の全力を挙げましてけん銃の摘発に取り組んでまいりたい決意でございませぬ。

○山名委員 今回の改正案に、警察官等が何びとからけん銃の譲り受けができるようにするための規定といふのが設けられました。この規定を設けた理由あるいは背景、これについてお伺いいたします。

○中田(恒)政府委員 お答えいたします。  
けん銃犯罪、特に発射事犯が増加する一方で、隠匿方法が巧妙化するなど、けん銃所持犯などの検挙が困難になっておる。また、暴力団以外の者までけん銃が拡散するということで、けん銃情勢は極めて厳しさを帯びておる。このけん銃情勢を的確に対応するとともに、確実な証拠を得まして、密売組織を解明する、そして壊滅に持っていきというためには、ケースによって、警察官が密売人等に接触をいたしまして、不法に所持されているけん銃等を譲り受けることも考えざるを得なくなつてきておるわけでございませぬ。

ただ、一方で、現在の銃刀法ではけん銃等の譲り受けは一般的に禁止されておる。犯罪捜査のため、警察官等が譲り受け受けて所持するという場合は形式的には違法になるわけでございませぬ。そこで、先ほど申し上げましたような、捜査を円滑に実施していくために、警察官などがけん銃等に関する犯罪捜査のために行うといふことは、結果として譲り受け受けることについては、譲り受け罪の適用を銃刀法から免除する、適用除外するといふ規定を置く必要があつたということとございませぬ。

○山名委員 今回、そういう譲り受けの免責というところでありますけれども、これは先ほどもちよつと触れましたおとり捜査の根拠規定そのものになるんじゃないか、こういうふうな思ひます。

私は、おとり捜査といふのは、こういう国民生活あるいは生命財産を守るための事犯摘発のためには当然あつていんじゃないかという認識は持つておりますけれども、おとり捜査といふのは、一般的に許された捜査方法という認識なのかどうか、これについて再度お伺いしたいと思ひます。

○中田(恒)政府委員 お答え申し上げます。  
譲り受け規定でございませぬけれども、これは法の禁止する譲り受け行為などを都道府県公安委員会の許可を受けることにより認めることにしたにすぎないわけでございませぬ。何も警察官等にいわゆるおとり捜査の権限を与える、付与するものではないと思ひます。

おとり捜査そのものにつきましては、刑事訴訟法その他の関係法規に照らしまして、おとり捜査といふのは法令上の用語でございませぬけれども、刑事訴訟法その他の法令の規定に照らして適法な範囲において行い得るというふうな考えでございませぬ。そして、このいわゆるおとり捜査でございませぬけれども、私も考えておりますのは、組織的

つ秘密裏に敢行される薬物やけん銃犯罪等の摘発のためには、捜査官が身分を秘してこのような捜査手法をとることが効果的かつ必要であるという場合もあると考えられておるわけでございまして、また、そのような捜査手法についてはその適法性を認める判例も多数集積されておるところだ、その許すところで、必要なものについてやっ

てまいりたいというところでございまして。  
○山名委員 これについては、警察官または海上保安官が、けん銃等、けん銃部品、またはけん銃実包に関する犯罪の捜査に当たって、所管の公安委員会の許可を受ける、こういうことですね。どういった内容の許可になるんでしょう。

とともに、これは一度受けたらもうずっと有効なんでしょうか、それともその捜査ごとに許可制なのか。その辺の、これは事務的な話でしようけれども、伺いたいと思います。  
○中田(恒)政府委員 お答え申し上げます。

都道府県公安委員会の立場でございましてけれども、これは銃器の所持、使用に関する規制を所管するといえますか、ガンコントロール行政でございまして、これを所管する行政庁としての公安委員会でございまして、ですから、銃刀法で見えますが、危険予防上支障がないかどうかを審査するといふ立場に立つものでございまして、譲り受けが犯罪捜査のためになされているかどうか、譲り受けに際して危険予防上の措置がとられるかどうか、あるいは譲り受け後のけん銃等の保管管理方法に問題がないかどうかというようなところをチェックするわけでございまして、捜査そのものを見ていただくものでございまして。

また、この許可でございましてけれども、それは譲り受け行為の単位ごとに行うものでございまして、一度受けたら未来永劫にというようなものではないかと。○山名委員 警察官がけん銃を譲り受けるという、こういう捜査については極めて危険を伴うおそれがあるのではないかと。そういう意味では、警察官の安全確保を含めて、今後都道

府県警にどのように指導をされるお考えなのか、これについて伺いをいたします。  
○中田(恒)政府委員 お答え申し上げます。確かに委員御指摘のような危険が十分予想されるところであります。そういうことから、この捜査に当たりましては、譲り渡し人、相手方でございまして、こういう者について綿密な調査もいたさなくちゃなりませんし、取引場所が安全かどうかというような場所の選定等についても考えなくてはいいけません。い

ずれにいたしまして、組織的な事前検討が十分なされる必要があると。また、それとも、その譲り受けを受ける捜査官についても、事前の十分な教養というふうなものも必要かと思

います。いづれにいたしまして、捜査官の安全の面につきましても十分配慮して指導をやってまいりたいと思

います。  
○山名委員 ぜひとも、万全の配慮の上で御指導

いただき、万全を期していただきたいと思

います。次に、これは自治大臣にぜひ伺いたいと思

います。また今後こういった銃刀法改正等に件

する上に当たって、今のままの体制でいいのか。

人員等を含めて、あるいは今回の法改正に伴う装備

の充実、水際作戦、あるいは国内でのけん銃捜査、こういったことを含めて、そういう装備にか

かわる経費というのはやはり相当大事になってくるんじゃないかと私は思います。そういった意味

での現場での体制の強化、あるいはその装備の観点から予算措置についてどのようにお考えになっ

ておられるのか、お伺いしたいと思います。  
○野中国務大臣 先ほど来御審議いただいてお

りますように、けん銃の情勢は極めて憂慮すべき状

況にあるわけでございまして、今回の改正法に織

り込まれましたクリーン・コントロール・デリ

バリー等の捜査手法を有効に活用いたしますと

ともに、各種の罰則規定を厳正に運用し、かつ、こ

れによってけん銃捜査の実を上げてまいりたいと

考えておりますとともに、また、取り締まりのた

めの、今御指摘ございました専従体制の確保、あ

るいは所要の装備資材等の配備につきまして力を

入れてきたところでございまして、今後一

層、必要な人員の確保、さらには装備資材の十

分な確保等に努めてまいりたいと考えておるこ

ろでございまして。

予算の確保等につきまして、また国会の御理

解、御支援をこの機会にお願いを申し上げます

次第であります。  
○山名委員 最後の質問になります、今回の銃

刀法の改正に関連をいたしまして、今回はけん銃

等の、いわば真正けん銃といいますが、こういった

ものが対象でございまして、いわゆる武器の改

造、密造、こういったものの罰則強化等の内容が

含まれていないわけでございまして。

ところが、実際我が国において、例えば昨年広

島におきまして、モデルガンの銃身に鉄パイプで

補強をいたしまして改造けん銃を密売をいた

という事犯がございましたし、最近では、オウム

真理教の関係者の車から金属パイプやあるいは引

き金などの部品、あるいは銃弾の遊底というんで

すかね、弾頭部分の金属、こういったものが発見

をされております。また、きょうの朝刊を見まし

ても、信徒宅から改造銃五丁を押収した、こう

いった記事も出ておりますように、武器の密造、

改造、こういったたぐいの事犯についてもやはり

しっかり取り組みを強化していかなきゃならな

い、私はこのように思います。

仮にそういったオウム真理教等の武器密造が事

実であるならば、これはゆゆしい問題でありまし

て、毒ガス等の問題に匹敵する重大問題だと私は

思っておりますが、この武器製造については通産

省が所管をしておるようでございまして、今後、

こういった事犯に照らして、罰則強化等、法律の

見直し等についてのお考えがあるのかないのか、

お伺いしたいと思います。

○平井説明員 御説明を申し上げます。

武器等製造法の罰則につきましては、平成五年

の改正により、大幅な強化がなされております。

法に違反して無許可で銃砲を製造した場合は三年

以上の有期懲役、営利目的が加わりますと、無期



を十分工夫を凝らしてやってまいりたいと存じておるところでございます。

○山名委員 終わります。ありがとうございます。

○川崎委員長 田中甲君。

○田中(甲)委員 さきがけの田中です。

他の委員会との兼ね合いがございまして、社会党さん、自民党さんに質問の順番で御配慮をいただきまして、ありがとうございます。

かねてから銃犯罪に対しまして大変に憤りを感じておった一人でもありますので、国家公安委員長でもあります野中自治大臣が所信表明で述べられている文章、その文面に対して二月二日に質問した経緯もございまして、それ以前より実は警察庁の皆さん方は銃刀法の強化ということにいろいろと準備を進められていた様子でありまして、その質問が終わりましてから早いタイミングで今回のような銃刀法の重罰化ということが進められてきたわけですが、それは大変にうれしく思っておりますが、残念なことに銃犯罪ということが一向になくなる傾向はありませんでしたし、警察庁長官、國松長官が狙撃されるというような事態が起きるに当たりまして、ほぞをかむ思いと申しますか、悔しい思いでいっぱいでありまして。

今回、可及的速やかに銃刀法の一部改正ということが実際にわれ、成立が見られますように考えておる一人でもあります。もう十分に審議が、審議と申しますか、内部で話し合いが煮詰められている法案が出されてきたものと認識をしておりますのでありますが、十五分間持ち時間をいただきまして、若干の質問をさせていただきたいと思っております。

重要な部分は、発射罪を新設するというところでありますが、まずその趣旨、そしてどの程度の効果を今お考えになられているか、その点からお聞かせをいただきたいと思っております。

○中田(恒)政府委員 お答え申し上げます。

けん銃情勢の悪化、委員御指摘のとおりでございます。その中でけん銃発砲事件の多発という

のは、見逃すことのできない大変な事態でございます。

これまで、けん銃等適合実包等とともに携帯、保管等している場合でございますが、こういうものにつきましましてはけん銃使用への危険性、悪性を評価いたしまして、まず平成五年の銃刀法改正の際に不法所持の加重類型ということで、かなり飛躍的に罰則を重くするということをしたわけでございまして、発射行為そのものにつきましましては、まだ法的評価がされてこなかったわけでござい

しかしながら、最近の銃器情勢の悪化、特にけん銃発射により国民の不安感の増大ということとを考えたならば、このような発射行為そのものについて正当な評価をする、そしてそれを禁止し、抑止を図るという必要があるかと思っております。発射罪を新設することを御提案申し上げておるわけでござい

なお、その刑罰でございすけれども、上は無期までという大変な重罰でございす。ただ撃つだけで上は無期でございす。それによりまして相当な、これはなかなかかりがたいものでございすけれども、相当な抑止効果が期待できるものというふうにご存じしております。

○田中(甲)委員 今答弁の中で、撃つだけで無期ということも有り得る、そういうことをおっしゃいました。答弁の中にそのような言葉で伝えられたわけでありまして、禁止される場所について御質問をさせていただきたいのです。

不特定もしくは多数の者の用に供される場所や乗り物に供されて、または不特定もしくは多数の者の用に供される場所や乗り物における発射、非常にはこの場所の設定が弱いということを感じます。これ以外の、例えば山の奥に入ることを感じ射した場合はどうなりますか。あるいは海、浜辺で、人のいないような場所でも銃を発射するということはどういう扱いになるのでしょうか。その辺をお聞きしたいと思います。

○中田(恒)政府委員 新しく設けます発射罪で

ございますが、けん銃等の発砲につきましまして、殺人、傷害等の罪で評価される以外には、その場に居合わせたりあるいはその付近の住民ということに居住する方々等が受ける不安感あるいは恐怖感についてはこれまで何ら法的に保護されていなかったこと、この規定を設けることにしたわけでございます。

したがって、やはり発射罪の保護法益というものは、国民の平穩な生活あるいは公共の静穩の保持というところに求めざるを得ないわけでございます。また、禁止されるのはいかなる場所であつてもというわけにはまいらぬのだと思っております。そのような保護法益との兼ね合いから、保護に値する場所というものをある程度限定せざるを得ないということでございます。

そういうことから今回の条文にございすような、不特定もしくは多数の者の用に供される場所、乗り物において、あるいは向かってというような限定を置いたわけでございます。そういう場所等での発射に限って禁止をするということでございます。状況によりまして、けれども、多分、委員今お挙げになりましたような、だれもいない山中で撃つ、あるいは浜辺で撃つという行為については、今回の発射罪では禁止の対象にあるいはならないのではないかとご存じを考へております。

○田中(甲)委員 これはいろいろ御検討された中で最終に決定されたことでありましようから、くどくどとこの点を御質問するつもりはありませんが、しかし、山奥で銃を発射した場合、それは不法所持、銃器の不法所持並びに実弾を持ち合わせていたということと処罰されるということになるわけでしょうね。射撃場以外の場所すべてにおいて撃つ場所ではないというふうな明確な規定があつてもいいのではないかとご存じを考へて一人でございます。意見として述べさせていただきます。

もう少し基本的なことにまた確認をとらせてい

ただきたいと思うのですが、「けん銃等」とは何を指すのでしょうか。発射罪の対象をけん銃等に限定したのはなぜでありましようか。その点をお聞きしたいと思います。

○中田(恒)政府委員 お答え申し上げます。

けん銃等とは現行法どおりでございます。条文はすべてお読みいただけます。ですから、猟銃でございすとか建設用のびょう打ち銃等の産業用の銃砲は当然含まれません。

それから、発射罪の対象をけん銃等になぜ限定したかというお尋ねでございす。これは二つの方向から考えたわけでございす。今申し上げました猟銃とかその他の装薬銃砲、建設用のびょう打ち銃などございす。それから空気銃も入りますが、これはそれなりの社会的有用性を持つております。許可のもとに比較的広くその所持が認められ、使われておるわけでございす。それに比べますとけん銃等というものは禁制品でございす。一部の例外を除いてその所持が認められないだけでなくて、輸入、譲り渡し等も禁止されておるわけでございす。猟銃等は、その規制の態様といひますか、物についての評価、考へ方が基本的に違つておるということが一つでございます。

また現実を見ましても、現在の発射事件のほとんどはけん銃によるものでございす。ですから、けん銃等の発射が社会問題化しておるということであれば、それに限つて今回は規制を行えばよろしいのではないかとご存じを考へ、そのようなものに限つたわけでございす。

○田中(甲)委員 現状では銃犯罪はけん銃等である、こぶしの銃ですね、握つて撃つだけであると断定してよろしいのかどうかかわりませんが、しかし、猟銃を使つての犯罪ということも当然考えられるわけでありまして、人体に危害を及ぼす殺傷能力のあるものをやはりもっと幅広くとらえていく必要があるかと思ひます。これを行つておきまさんと、後追いでまた一部改正ということ

になるやもしれないということを今私は考えております。

これは銃刀法でありますからここには当然含まれてまいりませんが、ハトを弓で射るというものが行われていますが、これも殺傷能力があると思えます。ボーガンですね。それからパチンコも、ゴムで引張って向かって撃つわけでありまして、それを何を持って飛ばすかということによって、あるいはねらう場所によって殺傷能力がある。私たちが安全に安心して生活できるためには、こういうところも含んでこれからとらえていく必要があるのではないかと。今回の銃刀法には少し外れてくる話かもしれませんが、後追いにしないように事前に事前に対策をとっていくという面で私の意見を述べさせていただきます。

次は、けん銃等により人を殺傷することを強制した場合、この強制した者についての罰というものが今回書かれていません。強制よりも少し弱い表現ですが、人を殺傷することを依頼した者に対しては今回の法案には含まれていません。高い金利の、そして背景に暴力団がついていまして、中では巨額な借金をした場合に、帳消しにしてやるから消していこうというように、実際に今までの取り調べその他の中でも銃を使っての殺害の中にあったように私は聞いております。こういうことを今回の銃刀法の中に書き加えなかつた理由をぜひお聞かせをいただきたいと思っております。

○中田(恒)政府委員 お答え申し上げます。必ずしも適切なお答えになるかどうかわかりませんが、先ほど発射罪の効用ということで、その効用のあるは一つとしてこのようなことが言えるのではないかとお聞きいただいております。今お挙げになりましたような事案については、個人的な法益の殺人なり何なりの共同正犯でありまして、か教唆犯ということももちろんあるわけですが、威嚇のために企業の幹部の家に行って何をしたいとか、あるいは対立する暴力団の事務所に行って、人を殺すわけではございませんが、威嚇の射撃をしていこうというように指

示、強制というようなものがありました場合に、まさにこの発射罪が使えるわけでございます。従前でございますと、発射罪がないと、大変不適切な評価になるのでございまして、事務所等の一部を破壊した、小さな穴があいたということでは建造物損壊ということにはなりません。窓ガラスが割れたような場合に器物毀棄、親告罪、非常に軽い刑の器物毀棄のせいせい共犯と言えるのかどうかというようにございまして、今度の場合、例えば暴力団の幹部が部下に指示するといった場合にございまして、その指示した幹部については今回は大変重い発射罪の共犯、共同正犯ないし教唆犯ということで責任を問うことが可能になるわけでございます。そして、その危険性なり悪性に応じた厳正な処罰が発射罪を設けることによつて可能になるものというふう

に考えております。○中田(甲)委員 それでは、教唆犯として刑事事件として扱うことができる、それは強制した者に対しては適用できるということですか。○中田(恒)政府委員 そのとおりでございます。○中田(甲)委員 わかりました。強化して銃犯罪を未然に防止をしていくということが目的でありますから、今回つくりましたこの銃刀法の一部改正を国民に周知すること、これが非常に重要なことになってくると思っております。この周知の方法をどのようにお考えになられてるか、ぜひお聞かせをいただきたいと思っております。

○中田(恒)政府委員 けん銃対策推進上広報活動が大事なことは、御指摘のとおりでございます。今までも国民の規範意識の維持高揚を図る、あるいは捜査活動に対する国民の協力を得るという観点から、いろいろポスターなり広報誌をつくってまいりました。あるいは新聞、テレビ等の各種のマスメディアに資料を提供する、あるいは私も出演するというのをやってまいりました。今度の法改正につきましてもまた幅広くそのような手法を考えまして、国民への周知徹底を図ってまいりたいと考えております。

○中田(甲)委員 関係する皆さん方の御努力に敬意を表し、質問を終わります。○川崎委員長 殺田恵二君。○殺田委員 私は、今回の改正に当たって、第二十七条の三、いわゆる譲り受け、いわゆるおとり捜査と言われる捜査手法が今回導入されることになっておりますが、条文では「けん銃等、けん銃部品又はけん銃実包に関する」と云々となっております。条文どおり読みますと、「けん銃等、これは先ほどありましたように、銃刀法ではけん銃、小銃、機関銃、砲となっているわけですが、それ以外にも、そういう銃本体とけん銃の部品、けん銃の実包に関する捜査に限定されることになるわけですが、そういう理解でよろしいのかどうか、確認をした

○中田(恒)政府委員 お答え申し上げます。今回新設をお認めいただきたいと申しております。第二十七条の三のとおりでございます。警察官又は海上保安官は、けん銃等、けん銃部品又はけん銃実包に関する犯罪の捜査に当たり、「云々と規定しております。この規定の適用がこれら三つのものに係る犯罪捜査に限定されますことは法文上明らかでございます。

○殺田委員 また、その後段に「都道府県公安委員会の許可を受けて」とあります。ですから、これは第二十七条の三に書いているわけですが、都道府県公安委員会自身の厳正な、また違法な捜査方法をとらないという意味でのあり方の問題もまた鋭く問われると思うのですが、その辺はいかがですか。○中田(恒)政府委員 委員御指摘のとおりでございます。銃刀法の施行責任を持ちます公安委員と会として、危害予防上問題がないかどうか厳重に、厳格に審査することにならうかと思っております。

○殺田委員 これは本当に厳格にやっていたかどうか、互いの重要な問題ですので、お聞きしたとおりでございます。次に、クリーン・コントロール・デリバリー

○中田(恒)政府委員 お答え申し上げます。クリーンCDのやり方につきましては、先ほど来御答弁申し上げているとおりでございます。クリーンCDというのは、捜査機関等が犯罪を犯す意思に何ら積極的に関与しないというわけです。

○中田(恒)政府委員 お答え申し上げます。クリーンCDのやり方につきましては、先ほど来御答弁申し上げているとおりでございます。クリーンCDというのは、捜査機関等が犯罪を犯す意思に何ら積極的に関与しないというわけです。

このクリーンCDを有効ならしめるための規定でございます。三十一條の十七は、ごらんいただくとおりでございまして、この罪というのは、法文上何々を犯す意思を持ってといふふうの規定しております。これは敷衍いたしますれば、銃刀法上のけん銃等の各条の罪、輸入罪等でございますが、これを犯す意思を持ってといふ意味でございます。ですから、そのような犯罪を犯す故意のない者が逮捕されるときは処罰されるところでございまして、逮捕されるときは処罰されるところでございまして、単なる中身に於いて、密輸入の意思もなく、名あて人にされただけでこの罪に問われることはあり得ないことでございます。

○殺田委員 そこで、私が聞きたい中心は、わかりやすく言うとおとり捜査、こう言つては悪いのでしやうけれども、譲り渡しということ。それともう一つは、クリーン・コントロール・デリバリー、こういう二つのことを今決めようとしてい

今一番最初に質問したように、限定されるというところは確かにわかるので、厳格にしなければならぬ。それから、許可についても厳格にやらなければならぬ。こういう縛りがかかるという



うことはどうしても必要です。

同時に、今ありましたように、そういう捜査方法をやるということについては、今までいわずにおくという問題については、捜査当局が罪をつくり出すということに対して問題点が広く指摘されてきたことも事実です。ですから、なぜこういうふうな方法が必要なのか。そしてまた、そうならない歯止めは何かということについてはぜひお聞きしたい。つまり、通常の捜査方法では対応できないという点での今回の提起だと思ふのですが、その辺の具体的理由について説明をいただきたいのです。

○中田(恒)政府委員 お答えいたします。

我が国の治安が良好なのは、けん銃等に対する厳正な規制によるところが大きいと思われるわけでございます。しかしながら、最近けん銃を使用した凶悪な犯罪が頻発して、けん銃が市民生活とか言論、政治活動あるいは企業活動に向けられております。また、けん銃が暴力団以外の者に拡散しておる、不法所持事犯が増大するなどして、けん銃使用犯罪に質的な変化の兆しも見られるところであります。このまま放置すれば、社会の根幹を揺るがしかねない事態に立ち至ってきてもおるといふふうに認識しております。

このような厳しいけん銃情勢を背景といたしまして、けん銃犯罪の徹底的な取り締まりや諸対策の推進を求める国民の声というものが、全国の各自治体の議会におきます決議、要請文、あるいはまた各種のマスコミ報道等により示されておるところでございます。

また、政府といたしましても、こういった国民の世論にこたえるべく、昨年の十一月以降、関係省庁が一体となって問題の解決策について検討を重ねたわけでございます。けん銃の簡易強化への取り組みが申し合はされておるところでございます。そして、譲り受けあるいはコントロール・デリバリー絡みの新しい捜査方法、手法についての御指摘がございましたが、こういった捜査方法を採用することは、政府の関係省庁の申し合

わせの中にございますその部分だけ抜き出しますと、けん銃事犯の効果的な検挙、摘発に資する諸制度の整備というくだりがございまして、この一環として行おうとするものでございまして、まさに国民の声にこたえた改正ではないかというふうに考へておるところでございます。

○穀田委員 先ほどの話、本日の答弁の中でもいろいろあった模様ですが、隠匿などが非常に巧妙になっているという話もあつた模様です。今もありませんように、けん銃使用犯罪の質的転換、それから要因、つまり質的転換が銃犯罪で起こっている、それに対して国民の声があるから、わかりやすく言えばこういうことですね。そうすると、そういう点では全体で、各県警、関係会議ないしは省庁の事務レベルの会議で申し合はせた事項というのはその結果であつて、それはそれとして、具体的手順の問題からすれば、なぜという方法が今必要なのか。

つまり、私この前統問題で質問した折に、どこからか広がってじわっと出てくるわけじゃないの、麻薬についても、銃についても、どこからか、確かに社会一般に向けられている。一般民間の方が持っているというところは確かだけれども、その根拠はいつだって一定しているはずだ。常に暴力団だ。そういう問題が中心であつて、どうもそのことが質的に変化したとは思えないのですが、その辺どうですか。

○中田(恒)政府委員 あるいは認識の違いかもしれませんが、けん銃等を集積し、事あるごとに使おうとしておる、そしてまたそれが一般人のけん銃事犯について供給源にもなつておるといふことから、暴力団の対策というものが大事なこととはもとよりでありませぬ。また、それが一般人にもじみ出していつて、押収丁数から言いますと、三割にも上るものが暴力団以外のものから押さえられておる。そういう人たちがまたこのような危ないものを振り回すということを考へまして、広い意味で銃器対策

を考へていかなければならない。そういうことからは、単なる暴力団犯罪取り締まりをやつていたより捜査は非常に難しくなつてきておる。そういうような背景があるということについても御理解を賜りたいと存じます。

○穀田委員 捜査が難しくなつておる。つまり、今お話があつたように、第一次根拠、つまり一番のものとは暴力団から出ておるといふことは確かなので、そこから第二次的なところに行つて、それがさらにいろいろなところに渡つておる傾向がある。それも事実だと思ひます。

だけれども、やはり大事なことは、こういう捜査方法が今の段階で必要な意味といたつたのが、つまり、こういうコントロール・デリバリー、それから譲り渡し、つまり、いわゆるおとり捜査という捜査手法が必要という意味といたつたのをもう少しわかりやすく言つてもらへませんか。

○中田(恒)政府委員 繰り返しますが、現在のけん銃、一種の禁制品でございますが、こういうものは薬物と同様に、これをめぐる捜査環境というのは非常に難しくなつておるといふことに尽きるかと思つておるわけでございます。

○穀田委員 なぜ私がこういうことを言つておるかといいますと、こういう手法といたつたのは、例えばアメリカなど外国では割と早くからやられておる。そうすると、外国の場合はそのころから難しく、当時は、じゃ、日本は難しくなかつたのか。

これは、ある意味ではイタチごっこであつて、問題は、どこから出てきて、どこに根拠があるのかということに対してどのような効果を上げておるだろうか、それが今日、効果を上げ得るものとなるだろうかというあたりを少し言つていただかないと、捜査方法が難しくなつておるといふ一般論だけでは、ちょっとそれは普通の国民でいうと理解できないと思つておるわけですね。

一般的に言うところ、こういう手法をとる場合に当たつて、こういう理由です、先ほど広報するといふ話もあつたわけですから、なぜこん

な手法がとられるのかについては、やはり国民にわかりやすく、捜査方法が難しくなつたからだといふような話じゃなくて、昔から外国では行われていた、日本の場合は行われていなかった、しかも今、新しい段階に來ている。したがつて、こういうふうなことで必要だ、しかし、その場合に、権利は守る、それから人権はしっかりと守らなくちゃならないという両側面について言つていただかないと、ちょっとあかんのじゃないかと私は思ふのです。

○中田(恒)政府委員 けん銃捜査というふうなもの、これまでもいろいろな努力を重ねて私どもやつてまいつたわけでございます。しかしながら、銃器犯罪、薬物事犯と同様に、非常に広域化し、特に国際化をしております。非常に性格は同じようなものを持つております。

そういうふうな中で、犯罪の形態なりなんなりがそういう性格を帯びてきておるといふこと、今やそのような手法を用いてでもこれを徹底して取り締まるべきだといふのが、こういう銃器犯罪の徹底取り締まりを望むという声の中に、そういうような手法も取り入れて結果を出して、くれというのが国民の声だと私も受けとめて、このようなことを御提案しておるものでございませぬ。

○穀田委員 何とかしてほしいという国民の声についてはわかっているのですが、捜査手法について私は言つておるのですから、その辺をもう少し解明してほしいのですが。

時間ありませんから、一言だけ最後に。これとの関係で、銃刀法は、実は一昨年改正されたばかりで、この際、けん銃等を持っていてということに対して三年以上の懲役、密輸入した者については三年以上の有期懲役に処せられることになりました。殺人罪でも三年の懲役を下限にしておることを考へて、処罰規定としてはかなり重いといふことは間違いないと思つておる。

今回、違反者は重罰を科せようとするのは、現行の刑罰規定を活用しても厳重に取り締まりは

できないということなのかということについて、最後に聞いておきたいと思ひます。

○中田(恒)政府委員 お答えを申し上げます。現在、いろいろお認めいただいたり現行の銃刀法の中に盛り込まれておるものは十分活用しております。ただ、発射罪等、やはりすき間があることは間違いないわけでございます。そのようなどころについてさらに手当てをしていただきたいということでございます。不十分であるとかなんとか考へておられるわけは必ずしもございません。

○穀田委員 わかりました。時間ですので……。

○川崎委員長 北沢清功君。

○北沢委員 それでは、銃砲刀剣類所持等取締法、いわゆる銃刀法の改正についてお尋ねをいたしたいと思ひます。

昨今の、けん銃による発砲傷害事件が極めて衝撃的で深刻であるということは、いつ何とき無差別に一般人が巻き込まれるかもしれないという、市民生活に大きな不安を与えていることでありまして、日本が世界に誇ってきた安全性が揺らいでいると言つてもよいのではないかと思ひ、まことに残念であります。

特に、現代社会の安全性を根底から覆すおそれをもつと嚴重に規制を加える必要があるという意味では、今回の法改正は意義があるものと思ひております。

しかし、先ほどから各委員の皆さんから私と同趣旨の質問も若干出るといふことは、いわゆるこの法案の持つている内容というものが、両刃の剣といひますか、そういう面も懸念されるわけでありまして、これらについてはやはり本委員会できちんとしておかなければならない問題だろうといふふうに私と思ひますので、あえて質問をいたしたいと思ひます。

そこで、まずお尋ねですが、銃を使用した犯罪は、決して最近でなく昔からそれなりに発生したと思はれるのですが、同じけん銃を使用した犯罪の中でも、何か中身において最近特に目立ってきて

いるというふうな傾向を含めて、けん銃についての見直しを迫られている背景についての御説明をいただきたいと思ひます。

○中田(恒)政府委員 お答え申し上げます。平成五年にも改正をいただいたところでございまして、それは、平成六年のけん銃押収丁数が平成に入って最高の押収丁数を見たということからも、効果が上がっていることは事実でございます。

しかしながら、けん銃情勢についてどう変わったかということもございまして、実は、その後もけん銃を使用した凶悪犯罪が統発をしております。しかもその内容の点でございまして、一般市民でございまして、企業や政党の幹部でございまして、けん銃使用犯罪というのは質的变化の兆しを見せておるのではないかとこの点が指摘されるところでございまして。

それからまた、けん銃押収数に占めます暴力団以外の者からのそれでございますけれども、このところ、毎年増加の一途をたどっております。昨年は約三〇％も上っております。けん銃の暴力団以外の者への拡散傾向が続いておるといふことでございまして。

そのような点で、総じて、けん銃情勢が現在極めて憂慮すべき情勢になっておるのではないかと認議が今回の提案のもとになっておるわけでございます。

○北沢委員 今回の改正は、およそ全体にかなり処罰規定が重くなつておるといふ印象があります。銃刀法においては、既に平成三年、五年にも改正をされて、けん銃等の不法所持罪や密輸入、密造罪を三年以上の懲役刑に処することなど実現したばかりであります。再び短日目の間にこのような改正を行つたわけでありまして、本来、嚴重な取り締まりと処罰規定の際限のない拡大強化は別の問題とも思はれます。

したがって、嚴重な取り締まりは、本人が改悛するに足る程度の刑罰規定を捜査当局が十分用

いることによつて実現できることではないかと思はれますので、他の犯罪に対する処罰規定との均衡においてどうなのかということについてお尋ねをいたしたいと思ひます。

○津田説明員 お答え申し上げます。一般に、法定刑につきましても、当該犯罪行為の重大性、一般予防の必要性、さらには、委員御指摘のように、関連罰則の法定刑との均衡などを勘案して決定されるものと承知しております。

今回の改正法案の罰則の内容につきましては、いづれも適正なものであるわけでございますが、お尋ねの、他の犯罪の法定刑との均衡という観点から今回の改正に係る罰則について見てまいりまして、例えば、まず、今回新設されました罪の中で発射罪があるわけでございます。

この発射罪につきましては、「無期又は三年以上の有期懲役」となつておるわけでございますが、まず、この上限の無期懲役について申し上げますと、この発射罪につきましても、混雑した駅でございまして、かデパートなどでけん銃を乱射するような、著しく公共の静穏を害し、かつ、生命、身体に対する危険性の極めて高いケースも想定されておるところでございます。この発射罪と同様に公共危険罪とされております刑法の現住建造物放火の罪につきましても、死刑が規定されておるところでございます。また銃刀法上、既にけん銃の営利目的輸入・製造罪につきましても、無期懲役刑が置かれておるところでございます。

また下限につきましては、けん銃等の不法所持者が当該けん銃等に適合した実包をともに携帯するなどの場合には重く処罰する、いわゆる加重所持罪がございまして、この法定刑の下限が三年でございまして、発射行為は、危険性が高きましても一般的には加重所持罪よりも危険性が高いということにかんがみまして、やはり加重所持罪の下限を下回することは相当でないと考えられるわけでございます。

また、法定刑の引き上げについて申し上げますと、例えば、営利目的のけん銃等の輸入罪並びに譲り渡し・譲り受け罪につきましても罰金刑の引き上げは、麻薬及び向精神薬取締法、覚せい剤取締法における営利目的の輸入罪等の併科、罰金の額と均衡をとらして、その罰金額に合せて営利目的のけん銃等輸入罪につきましても一千万、営利目的のけん銃等譲り渡し罪につきましても五百万円、それぞれ引き上げようとするものであり、相当であらうと思はれるものでございます。

○北沢委員 了解をできますが、このたびの改正で発射防止、けん銃等の発射罪が新設されることになっておるわけですが、この発射罪が創設に至る趣旨といひますか、また、適用される場合の想定も含めて、ダブリますが、お尋ねをいたしたいと思ひます。

○中田(恒)政府委員 発射罪についての必要性、それから適用する場面というものについて御説明申し上げます。

新設する必要性でございますけれども、繰り返しの安全に大きな不安感をもたらしている。そうであるながら、これまでけん銃を適合実包とともに携帯などをしておる場合については、平成五年の法改正で不法所持罪の加重類型ということで評価をしたわけでございますが、発射行為そのものについては、なお法的評価は現在なされておらない。しかし、現在の銃器情勢の悪化、特に、けん銃発射により国民の不安感の増大ということにかんがみますと、このような発射行為そのものを禁止して、抑止する必要があるのではないかとこのことが発射罪を新設する必要性のもとにある考え方でございます。

そこで、公共の静穏を脅かす罪としての発射罪を新設することとしたものでございまして、発射罪を新設することによつて厳正な処罰が可能になる。例として先ほど暴力団の例を引きましたが、暴力団の団員の幹部の指示などによつて対立する暴力団の事務所の建物などにけん銃を撃ち込みに行くというようなケースについて、従来は、その実行行為者はせいぜい、不法所持罪になることは

別といたしまして、発射行為そのものについては一般的に器物毀棄の責めを負うにすぎないわけでございます。また、指示をした幹部についても、せいぜい器物毀棄の共犯あるいは教唆犯として問擬されるにすぎなかったわけでございます。発射罪が設けられますれば、その実行行為者及びその共犯者等を発射罪に問うことができるわけでございます。その危険性なり悪性に応じた厳正な処罰が可能になるのではないかと考えたものでございます。

それが適用される場面でございます。今申し上げましたように、発射罪というのは、だれもが危害を受けるかもしれないという危険性、だれもに不安感を感じさせるような行為というものを処罰する危険犯でございます。発射行為によってそのような危険が生ずる場所等を類型化して一般化したのが、不特定または多数の者の用に供される場所または乗り物という概念でございます。不特定の方でございますが、不特定と多数という両方の言葉を使っておりますので若干御説明いたしますと、不特定の者の用に供される場所あるいは乗り物というのは、道路、駅、乗り合い自動車等、だれでも自由に利用できることのできる場所、乗り物をいうわけでございます。

ただ、これらの場所などでありまして、一般人の立ち入り不可能な状態にある場所、あるいは、特定の者の用に供されている場所なんかにつきましては、このような発射罪の性格から、適用対象から除かれることだろうと思っております。例えば営業時間を過ぎました、そして従業員が帰宅した後、シャッターがおろされたパチンコ屋の中に突っ込んでけん銃を撃つたり、ホテルの個室で人に銃口を突きつけるというようなものについては、この発射罪の対象から除かれようかと思っております。

それから、多数の用に供される場所、乗り物の関係でございます。これは、先ほど御説明いたしました不特定の者の用に供される場所等と同一視できる場所などというのだろうと思っております。この

ような場所は、不特定の者が自由に利用できる状態にはないけれども、そこを利用する者が多数に及ぶということから、その多数の者のうちだれが危害に巻き込まれるかもしれない、だれもが不安を感じるという点で、先ほどの不特定の者の用に供される場所等と同一視することができるといわれてはいる。したがって、結婚披露宴が行われているホテルの宴会場に侵入して発射するといふような場合は、この発射罪が成立するのではないかとはいふふうに考えているわけでございます。

○北沢委員 はい、わかりました。それでは、今回新設をされたクリン・コントロール・デリバリーについて、これは重要なこととありますのでぜひお尋ねをしておきたいと思っております。

既に麻薬二法には、それに限るといふ条件のもとで、尾行捜査のため、監視体制下の上陸を許可する入国手続の特例としまして、いわゆるコントロール・デリバリーが認められておりますが、今回の改正によって新設されたクリン・コントロール・デリバリーとは、実施の場合はどのように考えておられるのか、お伺いしておきたいと思っております。

○中田(恒)政府委員 今回、クリン・コントロール・デリバリーをどのような場面で取り入れていくかというところかと思っております。これにつきまして、税関検査の際にけん銃等が発見された場合を前提にしておるわけでございます。その貨物の受取人が架空名義となつていて、あるいは、貨物の受取人が架空名義となつていて、あるいは、貨物の受取人を特定することは困難だということ、けん銃等の不正取引に密着組織の関与が推定される場合、その受取人となつていて単なる受け取りのためだけの末端の者であつて、首謀者を検挙するためにはその組織全体を明らかにする必要があるというように場合に、クリン・コントロール・デリバリーを実施したいというふうに考えておるもの

でございます。

○北沢委員 その場合、罪を犯す意思のある者を処罰することになっておるわけですが、例えば違法物が無いのに、あつたこととして処罰する場合などは、すりかえが捜査手法の問題となるわけですが、こうした場合に捜査の行き過ぎといつた懸念はないでしょうか。また、効果的であるといふならば、そうであるだけに余計この点では留意していただく必要があると思われのですが、このやり方の厳正な運用についてここで確認をさせていたただきたいと思つていますが、いかがでしょうか。

○中田(恒)政府委員 お答え申し上げます。クリン・コントロール・デリバリーでございますが、これは通関手続の際にけん銃等が隠匿されました貨物が発見された場合に、直ちに犯人を検挙せずに、その貨物に隠匿されたけん銃等は刑事訴訟手続、特に刑事訴訟法でございませぬけれども、刑事訴訟法等の法令に基づいて裁判官の発する令状に基づいて抜き取るわけでございます。そして、抜き取った上、その後、捜査機関が貨物の移動を監視して不正取引に関与する人物を特定するといふ捜査手法でございます。この御説明からもあるいは御理解いただけるかと思つていますが、このような手法といふのは、捜査機関におきまして、犯人等の犯罪を犯す意思にどの過程におきましても何ら働きかけをしないわけでございます。ですから、犯人側に罪を犯す意思を誘発させるという点では実はないのではないかと私も理解しております。

ただ、いづれにいたしましても、けん銃等についてクリン・コントロール・デリバリーという手法を取り入れることといたしますのは今回最初のことになるわけでございますので、手続において誤りがないようしっかりと指導をしてまいりたいと思つております。

○北沢委員 そして、確認させていただきますが、この法律案の中で「物品」とはどのようなものを考えておられるか、一応定義をお聞かせいただけますか。

きたいと思つております。

○中田(恒)政府委員 お答えいたします。新しい改正法案の三十一條の十七の「物品」というのはどんなものかというお尋ねでございますけれども、禁制品でありますけん銃等を抜き取りますが、その抜き取ったけん銃等と同じような形をしてあるものは同じような重量のある、そういう無害な物品に差しかえることを想定しているものでございます。

○北沢委員 以上のような定義については、改めてここで確認させていただきます。次にお尋ねしたいのは、いわゆるおとり捜査と言われるものの今回の新設についてであります。これは、捜査当局によって犯罪行為が誘発される危険が伴うもので、本来、基本的には認められていなかったものだと思います。今回の改正によってそうしたおとり捜査についてかなり厳正な運用が必要だと思つていますが、どのようにお考えでられるか。

○中田(恒)政府委員 お答えいたします。いわゆるおとり捜査というのは、法律上の定義ではないものですが、いわゆるおとり捜査と申上げますが、これは、捜査員などがその身分を秘して、自分の身分を秘匿して被疑者、犯人側に接触いたしまして、犯罪行為、いろいろな密売等の取引をいたしますが、そういう行為の一方の相手方となるというやり方をして犯人を検挙する捜査手法でございます。

このような捜査手法というのは、いろいろな判例なり学説なりで言われておりますように、秘密裏に売買等が行われて、通常の方法による捜査では証拠の取得が困難な場合とか保全あるいは犯人の検挙が著しく困難になつておつて、かつ、それが社会に甚大な害悪を及ぼす禁制品に関する捜査については、これを用いることが是認されていると理解しております。

つ判断されるものと理解しておりますけれども、いずれにしても、犯意のない者に、犯罪意思のない者に犯罪意思を生じさせるような意味でのおとり捜査は違法であります。このようなもので行ってほならないのは当然であります。改正法が成立した際には、捜査官に対する十分な教養でございますとか個別事件に対する組織的な検討を行うことによつて厳正な捜査運用が行われますように一層の指導を行う所存でございます。

○北沢委員 このようなことはあつてはならないことではあります、私も、いろいろと外国の捜査の問題を見て、そういう面で非常にそういうおそれがあつてはならないと感じております、あえて実はお聞きをしたわけでありまして、この点については、指導上といえますか、そういう問題を徹底して、一件もないというくらいに御努力をいただきたいと思つております。

それではここで、公安委員会の許可を受けた捜査を行うことのできる者として「警察官又は海上保安官」となつていますが、この場合、海上保安官がどういった立場になるわけですか。公安委員会の指揮下に入るといふことでしょうかどうかという点についてお尋ねをいたしたいと思います。

○中田(恒)政府委員 法案の二十七条の三の規定でございます。ここに出てまいります都道府県公安委員会は、これは銃器の所持、使用等に関する規制を所管する行政庁、俗っぽく言いますとガンコントロール所管庁という意味での都道府県公安委員会でございます。また判断の立場も、危害予防の観点から銃刀法を施行する立場から許可を行うわけでございます。譲り受け等が必要と認められて譲り受けの禁止を個別に解除するものでございます。ですから、海上保安官が捜査上の必要からけん銃等を譲り受けるという必要がある場合もあらうかと思つております。こういう場合に、都道府県公安委員会の許可を受けていただくというも

のでございます。

ですから、この許可に際しては、都道府県公安委員会が審査すべき事項は、譲り受けが犯罪捜査のためになされるものかどうか、譲り受けに際して危害予防上の措置が十分とられるかどうか、あるいは譲り受け後のけん銃等の保管、管理方法に問題がないかどうか等でございます。都道府県公安委員会が海上保安官の捜査について指示をするというようなことは全くないものでございます。

○北沢委員 それでは、指揮監督は別だと理解していいのですか。

次に、この法律のけん銃実包の所持について、適法とみなされるものとみなされないものの範囲があるのではないかとと思つていますが、その点についてお尋ねします。いわゆる適用除外に当たる範囲について御判断の基準について教えていただきたいと思つております。

○中田(恒)政府委員 けん銃の発射防止の観点からは、発射を防止するという場合に、筒だけの規制しても足りないわけでございます。弾も規制する必要があります。けん銃に適合する実包があるわけでございます。けん銃に適合する実包があるわけでございます。けん銃の発射する、それに着目いたしまして、けん銃の発射による危害予防の観点から、けん銃実包の規制を火薬類取締法とは別に銃刀法の方にも設けたいという点でございます。火薬類取締法の観点でけん銃実包について一定の規制がございましたが、これは火薬類の一種として災害防止の観点からなされておつたものでございます。今回の規制は、けん銃に係る危害予防という別の切り口から規制を行おうというものでございます。

それで、この禁止につきましても、非常に不必要な禁止をかける必要はないわけでございます。要な禁止の除外を設けております。たくさん各号列記しておりますが、この考え方の基本に流れておるものは二つあるわけでございます。基本的には二つございます。

一つは、銃を適法に所持することができる者が

それに合う弾を持つというのには当たり前のことではございます。ですから、この場合は危害予防上の観点から特に規制の必要はないわけでございます。適用除外としておるわけでございます。この規定は、実は、例えば猟銃を適法に持つことができる者が、たまたまその猟銃に適合するけん銃にも使える実包というのは実はあるわけでございます。このようなものを持つていられる場合に規制にかかるとなつてはなりません。こういうものを適用除外にするという、適法に銃砲を持つ者がその銃砲に合う弾を持つ場合は除きましようというのが基本的な考えの一つでございます。

もう一つは、従来から火薬類取締法上、所持が適法とされている場合、実包の販売業者でありますとか、実包の研究機関などがございまして、こういうところをございまして、これにつきましても、一定の社会的な有用性なり必要性があるわけではございまして、またその一方で、現在、災害予防の観点からの規制も十分行われておるわけでございます。火薬類取締法等で十分行われておるわけでございます。その結果、危害予防の観点から規制する必要があるというところで、銃刀法においても適用除外といたし、こういうジャンルのものと、この二つの考え方に立つて整理をしておるものでございまして。

○北沢委員 判断の規定といふ点か、そういう面の解釈については理解をなさるところであります。

それで、最後になりますが、このたびのこの法案の改正は、クリーン・コントロール・デリバリーの、いわゆる泳がせ捜査やおとり捜査が新設をされることになつたわけでありまして、これはやはりやり方を間違つた新たな犯罪の誘発や冤罪に発展しかねないおそれもあると思つておるわけでございまして、ぜひ慎重の上にも慎重の捜査をお願いをいたしたいと思います。

実は私の地元でございまして、松本市において昨年の六月に発生したサリン事件の第一報通報者の方が、入院中、連日の事情聴取や自宅の自宅捜

索によつてマスコミからも犯人扱いをされてしまつて、現在、日弁連の人権救済の申し立てが行われている事実があるわけでございます。今、警察の方々にさますまな意味で期待が集まつておるときでもありまして、また日夜頑張つていただいていることもよく存じておりますが、こうしたことで行き過ぎなどということになりますと、せつなく御苦勞も理解されたいという残念なことにもなりかねません。本法案について、執行に当たつて、くれぐれもこうした点を踏まえてやつていただきたい。

そして、今回の問題は、いわゆる最近の犯罪の、社会不調な噴出という形の中で、国際的な要素、特にアメリカの銃社会に対する断固たる拒絶、日本における拒絶社会をつくっていくということや、また、各経済事情で非常な海外からの輸入を困つておるものもあるわけでありまして、こういう問題も、やはり一つには国民のこのことに對するコンセンサスといふことが、漫画や映画や小説などにおいても、今まで格好のいいという形でそういう銃砲の問題が出てくるわけでありまして、そういう面から見てもやはりキャンペーンを、断固たる意思と同時に国民に徹底をするというキャンペーンなども考えていかないと、ただ犯罪対策を強化するということだけでは足らぬのではないかと、私はそう思つております。

どうか、本案についての執行に当たつて、くれぐれもこうした点を踏まえて、御決意のほどを大臣から御答弁をいただきたいと思います。

○野中国務大臣 ただいま委員からも御指摘ございましたように、泳がせ捜査とかあるいはおとり捜査に限らず、どのような捜査におきましても、法令を遵守し人権を尊重するということは当然のことと認識をいたしております。

今後とも、警察部内におきまます教養、捜査管理等を徹底をいたしまして、適正妥当な捜査が行われますよう十分配慮してまいりたいと存じております。

○北沢委員 ありがとうございます。終わります。

す。

○川崎委員長 穂積良行君。

○穂積委員 私たち日本の国は、世界で最も治安状態がよくて安全な国だということを私どもは意識し、誇りにもしてきたところでありますが、最近に至って、もう周知のとおりであります。幾つかの重大事件が続いて、こうした日本が今後本当に引き続き安全な国でいくのかどうかというところが懸念されるような状況になってまいりました。

そのようなこれまでの安全な国というイメージを損なうようなことのないように、これは警察当局にも頑張っていたかなければならないし、また国民の自覚も必要だと私は思う次第であります。

そういう意味で、周知のことではあります。昨年、松本市におけるサリン事件、それから年が明けてから公証役場前の拉致事件、それからその間にサリン関係の物質が例の富士山近くのオウム真理教の近くで見つかったとか、そうしたことで警察当局が仮谷さん拉致事件について捜査に取り組んでいるさなかに地下鉄サリン大量殺人事件が発生した、まことに驚くべき事件が起こったわけでありました。

私は、その後、一連の犯罪行為の発生に対する治安の回復、安全の回復ということから、規制すべきことはきちっと規制するのは当然だ、経済行為や何やについて規制緩和ということが言われておりますが、治安関係では規制すべきものは規制するというところではないかというところで、三月二十九日の夕刻に、警察庁当局から、今回の銃砲刀剣類所持等取締法の改正についての考え方を聴取しておったところでありまして、その翌朝、警察庁長官岡松さんが狙撃された、まことにショックキングな経過でありまして、そういう経過から、今回のこの法改正は、私は大変、時宜を得たというのものなんですけれども、これは当然とるべき措置ではないかと思う次第であります。

特に、先ほどから他の議員がいろいろ質疑の中

第一類第二号 地方行政委員会議録第十三号

で明らかにされてきております。けん銃等の発射を禁止すること、これを犯罪とすること、あるいはけん銃実包の所持を規制することなどは、これまではできるだけ早く法を成立させて、こうした法を真打として、銃砲刀剣等の取り締まりについて実効を上げるようにしていただきたいということでありまして。

細かい内容については、既に質疑されておりますので多くは申しませんが、この取り締まり対象となる集団として、いわゆる暴力団等が発砲事件等を重ねておるわけですから、これについての検査はできるだけ実効を上げることが必要だと思っておりますが、こうしたことについては、まず、いわゆる暴力団等についての取り締まりあるいは検査実績について、どんな所感をお持ちか、当局にお伺いしたいと思います。

○垣見政府委員 お答えいたします。けん銃事件というか、けん銃発砲事件等の犯罪は、御指摘のように暴力団関係者により取行される場合が多いわけがございますけれども、それ以外の者が所持し、あるいは使用した場合であっても、そのけん銃自体をやはり暴力団から入手するというようなケースが多いわけがございます。全般的に申し上げれば、けん銃の事犯というのは何らかの形で暴力団がかかわっている場合がほとんどであるというふうな認識をしております。警察といたしましては、やはりけん銃対策の大きな柱として、暴力団に対する取り締まりを徹底するということが大変大事であるというふうな考えで、最重点課題として取り組んでいるところでございます。

○穂積委員 とにかく暴力団がけん銃などを持ってうろちょろすることのないように引き続き努力をいただきたいと思うのです。それと、暴力団とは別の、いわゆる右翼という範疇に入るのでしょうか、そうしたやからの銃砲による犯罪ということも続いているわけですね。例えば、朝日新聞社の支局に対する襲撃事件とか、あるいは多少気が変になった人がお医者さん

に恨みを持って、暴力団から銃を譲り受けて事件を起こした、そんなことも起こっているわけですね。こういう分野についても今後警察当局はせっかく努力をいたしたいわけでありまして、そのためにはこの銃砲刀剣類の取り締まりについては警察当局の取り締まり体制を整備強化する必要がありますと思っております。

平成七年四月十三日

そういう意味では、例えば取り締まりに当たる捜査官にプロを養成するとか、あるいは捜査に必要な資材あるいは機材なども充実する必要があると思っております。そうした専門捜査官の養成とか、あるいは資材、機材の充実とか、それから取り締まり体制の強化というようなことについてはどのような考えでおられるか、明らかにしていただきたいと思っております。

○中田(恒)政府委員 お答え申し上げます。御指摘のとおりでございます。けん銃事犯の捜査というものは、事犯自体が大変高度な潜在性なり国際性を有するものでありますことから、専門的な捜査官の育成が大事でございます。例えば、現在までに私どもがやっておりますことは、各県の警察学校等におきまして実践的な捜査技術習得のための教育訓練コースをつくってまいりました。今後さらに、税関その他いろいろな関係省庁がございまして、そういうところとの人事交流の拡充等の措置も講じてまいりたいと考えております。それらのことによって高度な専門的な技術を有するプロの捜査官を育ててまいりたいというふうな考えております。

また、体制の問題でございますけれども、これまでけん銃発砲に關しましては、生活安全部門のほか刑事部門、警備部門等組織の総力といえますが総合的に結合して取り組んできたわけでございますが、昨年警察庁におきましては、生活安全局に銃器対策課が新設されました。また、本年に入りまして、全都道府県にけん銃対策を専門的に行う銃器対策課あるいは銃器対策室というものがこの四月ですべて設置され終わりました。それで、専任捜査体制もそのようなことで整備

されつつありますので、今後こういった組織を中心により一層警察組織の総合力を発揮して摘発の推進をしてまいりたいと考えております。それからまた、装備資機材等についての御指摘でございます。けん銃の密輸手口とか、国内における隠匿場所というのを見つめてまいりますと、大変巧妙化しております。こういった中で密輸グループを解明してけん銃を摘発していくためには、金属探知器でありますとかファイバースコープ等の機材でございますとか、秘匿して追尾をしていくための車両あるいは夜間監視ができるカメラ等の装備が必要でございます。

このため、警察では従来からこういった装備の整備に努めておられて、本年度におきましても金属探知器あるいは銃器鑑定資機材等の整備を行うこととしております。今後とも厳しい銃器情勢でございますので、銃器捜査のより高度化を図るために、質量両面から装備資機材の充実に一層努めてまいりたいと考えております。

○穂積委員 とにかくこうした銃砲等を、危ないものを持ってはならない、使ってはならない、そういうことをすれば非常に厳しい罪状で処断されるよというふうなことを、国民に対してもよくPRをする必要があると思っております。これは特に内閣、総理府の方のPR等においても重点項目として取り上げていただくべきではないかと思っております。これは要望しておきます。

さて、最近時の國松長官狙撃事件は、これは本当に二十数メートルから数発命中させるといふことからは随分とプロらしき者がやったのではないかと。これは国内居住者であるか、あるいは外国からプロの殺し屋を雇って、それが入ってきてやったのかということもあろうかと思うのです。この問題についての捜査について、現段階でどの辺まで来ているか、お話しできる限りにおいて刑事局長に御報告をいただきたいと思っております。まことに気の毒な長官に対するお見舞いも込めて、ちょっと御説明をいただきたい。

○垣見政府委員 お答えいたします。

ただいま御指摘の長官が狙撃された事案につきまして、現在南千住署に捜査本部を置きまして、警視庁公安部、刑事部等、総合的な体制で捜査をいたしております。

目撃者の発見等、いろいろな手だてを尽くしておりますけれども、残念ながら現段階では特定の犯人あるいは犯人グループの割り出しには至っておりませんという状況でございますが、いずれにしても大変重大な事案でございますから、何と申しても早期に犯人を割り出し全容を解明したいということで関係者努力をいたしているところでございますので、よろしくお願いをいたしたいと存じます。

○種積委員 報道によれば、この事件は外国製のピストルと外国製の特殊な銃弾によって行われたというような話でありますから、国際刑事機構が何かを通じて、アメリカあるいはロシア等についても、こちらあたりのところはきちっと問題解決のために協力をしてもらい必要があるのではないかと思います。その辺は十分心得ておられると思いますが、念のため申し上げておきます。

それで大臣、こうした銃砲等問題について、こうした法改正をするということについて、今まで申し上げたことに対してしっかりとやるんだという姿勢をお伺いしたいと思います。私どもも必要な警察官の増員や何や政治の場でこれから協力すべきところは十分協力していきたいと思っております。大臣の決意のほどを伺いたいと思っております。

○野中国務大臣 この法律の提案にも申し上げますように、最近銃器犯罪が異常に増発をいたしましたとともに、特に市民生活の中に銃器犯罪が入ってくるという悪質きわまりない状況が出てまいりました。それぞれこれを摘発するための法案を補うためにお願いをしたところでございます。今御指摘ございましたように、治安のトップにありまます國松警察庁長官が狙撃をされるという事件は、この捜査活動のトップにありまます。かつ、警察をある意味においてはあざけり笑うように、

あるいは法秩序に対する挑戦でもあろうかと考えまして、重大な認識を持っておるわけでございませう。かかる凶悪きわまりない犯罪に對しまして、いわゆる国民の不安はさらに増幅をしておるわけでございませうので、先般来起きしておりますサリン事件等を踏まえまして、それぞれ犯罪の検挙に一層の努力を傾けてまいらなければならぬと存じておるわけでございます。

このためには、お説のように専門的な捜査員の育成等、捜査上の質の向上はもちろんのこと、人員あるいは装備の面におきましても十分検討をいたし、さらに治安体制を的確に行えるような基盤整備を行わなくてはならないわけでございまして、また、国会におきましても十分御理解、御協力を賜りますことをお願い申し上げる次第であります。

○種積委員 最近の一連の事件には狂信的な宗教集団のオウム真理教がどうも見え隠れするといったまです。関与をしている疑いの強い事件が続いてわけですね。そうしたこの一連の経過を踏まえて、とるべき措置は迅速にとっていくということが当然緊急に必要なことだと思っております。

特に、サリンは実際に使われました。この物質は、全く自然界に存在しない人工的な化学合成物質というふうなものであるということでは、ほかに、この人間社会で有用なものでは全くない。そうしたものを製造あるいは所持し、それを流通させ、危ない思いを国民にさせるというふうなことは、これは絶対禁止すべきであると思っております。そこで、そのために必要な措置は緊急にとるべきであると思っております。

政府筋は、このサリンあるいはこれと同等の危険な物質等についての規制について立法を検討中とお聞きしますが、十八日閣議予定というふうなことも報道されておりますが、これについて、当局のお考えをこの際明らかにしていただきたいと思っております。

○野中国務大臣 サリンは、委員が今御指摘になりましたように極めて殺傷能力が高うございますし、またサリンは、その殺傷以外に何ら用途が考えられないという危険な物質でもございます。で、サリンによります人命の被害の防止等、公共の安全の確保を図る観点から、一定の場合を除き、サリンの製造、輸入、所持等を禁止するため、現在警察庁において立法作業を急いでおるところでございます。

国家公安委員長といたしましても、この法案を速やかに国会に提出をいたしまして御審議を賜ることができるよう、ただいま万全を期して取り組んでおるところでございます。

○種積委員 そのサリン関係の立法についてはまた追ってこの委員会でも論議されると思っておりますが、その際、まず当面のサリン規制の問題と、それから、今後起り得るといいますか、規制も考えなければならぬ分野が多少あるのではないかと存じます。

例えば微生物も、最近では遺伝子工学や何やの発達で、まことに有毒な、殺人力のあるような微生物の開発というふうなこともあり得るかもしれない。そうしたことを許さないというふうなことも今から考えておくべきではないかと私は思っています。それは意見だけ申し上げておきます。

次の問題に移ります。実は、この狂信的な宗教集団、これはもう明らかだと思っておりますが、オウム真理教に全財産を寄進して、お布施というふうなんでしょうか、そしていわゆる出家をしたという人たちがこんな状況になつて、オウム真理教自体も存続を社会的に許されないような組織というふうなところも思っています。また、オウム真理教が壊滅する前にも、はっと性根が変わつてといえますが、正気を取り戻してこの宗教集団を離脱するといふような場合に、さて財産は全部お布施してしまつた、文なしだ。信者によつては、子連れでそういう状況になつたというふうなことで、このオウム真理教を離脱した場合にその人たちは一体どうなるんだ、また、社会はどうするんだという問題を考えなければ、問

題は本当の解決ならぬではないかということ。私は憂えるものであります。つまり、狂信集団に入つて、そして文なしになつて離脱したような人たちの受け口といえますか、これについて関係省庁は今すぐにも検討し、対策を講ずるべきではないか。そうした受け口を準備した上で、こうした反社会的な団体でもない宗教集団というものをこの日本からなくしていくということが必要ではないかと私は思うのであります。

そこで、これは関係省庁は一体どこになるんだということなんですが、いわゆるホームレスという問題の話なんです。御承知のとおり、具体的に挙げるのは失礼か、失礼ではないと思っておりますが、アメリカの公立の公園などにホームレスが随分甲羅干しをしたりしているというふうな話なども報道で聞くわけでありまして、ところが日本も、皆さんごらんになっていかどうか、上野博物館の前や上野公園の森の中などに、ベニヤ板や段ボールで小屋がけをして浮浪者がいる、ホームレスがいる。それから新宿のあの高層街の方に向かう地下道や何やに、随分そういう浮浪者やホームレスがたむろしている。とにかく、えも言われぬ異臭が漂っているというふうな状況があるわけですね。

こういうホームレスや何や、その辺で、公共の場あるいは他人の所有する地所内に小屋がけして居ついているというふうなことを排除するといえますか、なくしていくというところを、政策的にきちっとやるべきではないかと私は思うのであります。

その辺、一つはまず、現にこの東京にも存在している上野や新宿などのホームレスについて、自治省は、東京都に任せればよいというふうなことで済むんだらうか。これは地方公共団体の固有事務というところで、ホームレスについては適宜始末しろよということを一つ、

それから、これは多少頭が弱い人や何やもいる



んでしよう、収入もない。それで、その辺の残飯をあさって生きているというようなことについての問題とすることを考えれば、これは厚生行政上どう考へるんだという問題があると思ひます。

収入がなければ、文化国家日本は最低生活保障というところで、金も税金から回してやるといふような話がありますね、生活保障、それから、そうした人たちが不特定なところにうろちうろちしているということに對するきちんとした行政をやつて、それこそクリーンで、国民が本當に環境もよい、そうしたうろちする人もいなくなるというふうな社会をつくつていくことが必要ではないかと思ひますが、今ざつと申し上げた私の考え方、おわかりでしょうか。

一つは、こうした社会から落ちこぼれるようなホームレス対策、それとの関連において、そうならないように、要するに、オウム真理教から離脱した人達に適切なケアを施さなければならないこと、で済む話じゃないと思ひます。これは、そういうことについて自治省及び厚生省の担当部局の考え方をこの際伺つておきたい。これはいづれ他の委員会等でも私はこの問題を取り上げていきたいと思ひますが、きょうは今申し上げたことについて、の両省の考え方をまずお伺ひしたいと思ひます。

○松尾説明員 国民の最低限度の生活を保障しております生活保護制度における対応について御説明申し上げます。

まず、オウム真理教を離脱し、当面の生活に困窮する方々につきましては、まず福祉事務所等相談を受けることになりまして、これらの方々から相談があった場合には、稼働能力の活用状況等を調査した上で生活保護の適用の可否について検討を行うこととなります。またその際、各種福祉対策等の他の施策の活用可否につきましても、離脱者の置かれていた状況を十分勘案しながら適切な措置を講ずることとしておられるところでございます。

次に、ホームレスについてのお尋ねでございます。

すが、ホームレスに對します生活保護制度の対応につきましても同じでございます。稼働能力その他あらゆるものを活用することを要件として行われることとなっております。したがって、資産の状況など保護の受給要件の確認が必要であると、要保護者の生活状況を把握いたしまして、自立に向けて指導、援助を行うことなどが必要であることから、施設に入所する等により安定した居住地を設定していただくという必要がございます。

上野、新宿等におられる浮浪者の方々につきましても、これらの要件を満たす場合には生活保護を適用している状況でございます。例えば入院が必要の方は入院措置、あるいは高齢者、障害者の方につきましても、施設等への収容等を行っているところでございます。

○二橋政府委員 いわゆるホームレスの方々の生活再建につきましては、これまで生活保護を初めとする各種の手段によりまして、地方公共団体の現場において対応されてきておられるというふうな考へております。オウム真理教を離脱された結果ホームレスとなるようなケースにつきましても、これらの方々から市町村に對しまして今後の生活設計等に関して相談がある場合があろうと思ひます。そういう場合には、こうした制度を通じて適切に対応するように関係省庁とも連携をとりながら市町村等を指導してまいりたいと思ひます。

○種積委員 時間が参りましたので、最後にこれだけは申し上げておきます。

このオウム真理教のこれからの対策というものは、阪神・淡路大震災への対策で随分各省庁協力し合ひながら進めていくわけですが、この問題についても関係省庁がきちつと今から検討し対策を進めるべきではないか、これを要望しておきます。

それから、ホームレス問題については、先ほど申しましたけれども、これは実態をきちつと把握して関係省庁がきちつとこの問題の解決に取り組

むことを要望して、私はきょうの質問を終わります。ありがとうございました。

○川崎委員長 これにて本案に對する質疑は終局いたしました。

○川崎委員長 これより討論に入るのであります。討論の申し出がありませんので、直ちに採決に入ります。

銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律案について採決いたします。

○川崎委員長 起立総員。よつて、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○川崎委員長 この際、ただいま議決いたしました法律案に對し、山名靖英君外四名から、五派共同提案に係る附帯決議を付すべしとの動議が提出されております。

提出者より趣旨の説明を求めます。山名靖英君。

○山名委員 私は、この際、自由民主党・自由連合、新進党、日本社会党・護憲民主連合、新党さきがけ及び日本共産党の五会派を代表いたしました。銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律案に對しまして、次の附帯決議を付したいと思ひます。

案文の朗読により趣旨の説明にかえさせていただきます。

銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律案に對する附帯決議(案)

政府は、一般市民をまぎぞえにしたけん銃使用犯罪が統弊し、市民生活に重大な不安を与えている現状にかんがみ、左記の諸点につき善処すべきである。

一 銃器による国民の生命・身体・財産の安全及び自由を脅かす行為は、今や放置することができない実情にあることから、銃器犯罪の

防止のため総合的かつ有効な対策を確立するとともに、摘発、取締りを強化すること。

二 いわゆるクリーン・コントロール・デリバリー及び捜査官によるけん銃等の譲り受けの実施に当たつては、国民の人権を侵害することのないよう慎重かつ適正に行うこと。

三 銃器犯罪の防止は、我が国のみならず、各国共通の課題となつていくことから、その解決に向け、諸外国、諸機関と連携し、国際的な取組みを強化するよう努めること。

右決議する。

以上であります。

何とぞ皆様方の御賛同をよろしくお願いいたします。

○川崎委員長 以上で趣旨の説明は終わりました。

採決いたします。

本動議に賛成の諸君の起立を求めます。

○川崎委員長 起立総員。よつて、本動議のとおり附帯決議を付することに決しました。

この際、野中公安委員会委員長から発言を求められておりますので、これを許します。野中

○野中大臣 ただいま銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律案につきまして、慎重に御審議の結果、採決をいただきましたこと、御承知のとおりでございます。ただいまの附帯決議の御趣旨を十分尊重いたしまして、法律を運用してまい

る所存でございます。

○川崎委員長 お諮りいたします。

ただいま議決いたしました法律案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願ひたいと思ひますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと稱する者あり〕

○川崎委員長 御異議ないものと認めます。よつて、そのように決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○川崎委員長 次回は、公報をもってお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。  
午後零時三十八分散会

平成七年四月二十日印刷

平成七年四月二十一日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

C